

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

長野県松本市、安曇野市、塩尻市、東筑摩郡山形村、朝日村、筑北村、麻績村、生坂村

2. 参加法人

| | |
|-----------------|----------------|
| ・社会医療法人財団 慈泉会 | 相澤病院 |
| | 相澤東病院 |
| ・医療法人 藤森医療財団 | 藤森病院 |
| ・医療法人 博愛会 | 中田医院 |
| ・医療法人 憲之会 | 鳥羽医院 |
| ・社会福祉法人 国際保健支援会 | 南天診療所 |
| | 介護老人保健施設 つかまの里 |
| ・社会福祉法人 恵清会 | 特別養護老人ホーム 真寿園 |

3. 理念・運営方針

(理念)

・本法人は、人口減少や少子高齢化が進展する中で、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域医療機関の機能の分担と相互連携、並びに介護事業との連携を推進するとともに、各種連携推進業務の実施により、医療機関等の安定した経営基盤を構築することで、持続安定的な医療・介護サービスの提供実現を目指す。

(運営方針)

- ① 地域のニーズに則した医療の提供のため、参加医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、地域の医療・介護資源の効率的かつ効果的な活用と、質の高い充実した医療・介護サービスの提供に取り組む。
- ② 厳しさを増す経営環境下において、参加法人が安定的かつ持続的に医療機能の提供ができるよう、参加法人の経営に資する各種医療連携推進業務やその調整に取り組む。
- ③ 医療人材の確保の困難性が高まる中、人材の確保と有効的な人材活用を推進することで、地域に必要な人材とその質の確保に取り組む。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 医療機能の分担と病床機能分化に関する事業

- ・限られた医療資源の中で、地域住民が必要とする医療を適切な医療機関で受けられるよう、専門性の高い急性期拠点機能を有する病院と、増加する高齢者疾患等への対応を担う高齢者救急・地域急性期機能を有する病院、さらに在宅医療等連携機能を有する病院との機能分担を進め、必要に応じて参加法人内での病床融通による病床機能の分化を検討・実施することで地域における質の高い医療を効率的に提供する。

- (2) 参加法人等が個別に実施する間接部門業務の共同実施に関する事業
 - ・医事請求業務、購買業務等、参加法人が個別に実施する管理業務を共同で実施することの有効性を検討・実施することで間接部門業務の効率化を図る。
- (3) システム関連業務の連携・共同化による情報ネットワーク構築に関する事業
 - ・参加法人が相互に連携して事業を進めるために、電子カルテ、会計システム、患者情報の共有化等、システム関連業務の連携・共同化等による情報ネットワークの構築を検討・実施することで経営の効率化を図る。
- (4) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入に関する事業
 - ・各参加法人の医薬品・医療機器およびその他の物資の購入状況の調査分析を行ったうえで、スケールメリットを活かした共同購入や購入調整に取り組むとともに、規格の統一化による共同備蓄や共同利用による経営の合理化を図る。
- (5) 高額医療機器の共同利用に関する事業
 - ・参加法人内における高額医療機器の保有状況を把握のうえ、適正配置・共同利用することで、既存機器の有効活用を行うとともに、重複投資および重複検査の抑制が可能となる体制を構築する。
- (6) 医療介護従事者の確保と派遣や出向による人材の交流・有効活用に関する事業
 - ・生産年齢人口が急減し、医療従事者の確保がますます困難となる中で、各参加法人が将来にわたって持続・安定的に医療提供が行えるよう、医療介護従事者の確保に取り組んだうえで、参加法人間における職員の派遣や出向により、限られた人材の有効活用を図り、質の高い医療を提供する。
- (7) 職員の資質向上に関する共同研修・勉強会・講演会等の実施に関する事業
 - ・限られた人員でも安定した医療サービスの提供が可能となるよう、また高齢者等、医療介護における複合的なニーズを有する患者への対応が多職種協働チームにて適切に行えるよう、参加法人職員を対象とした共同開催等による各種研修会、勉強会、講演会等の研修体制を構築・強化し資質の向上を図る。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- (1) 介護事業等との連携の推進を図るための事業
 - ①医療機関から介護事業所等への患者の移動が円滑に行われるよう、病院、診療所と介護施設の連携を進めていく。
 - ②介護、医療従事者等の人事交流を通じて在宅医療・介護の連携強化を進める。
 - ③医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供可能な、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを支援する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。